



市の組織改正などのお知らせ……………2面
市の各種検診をご利用ください……………3面
「(公財)三鷹市芸術文化振興財団」は「(公財)三鷹市スポーツと文化財団」に名称を変更しました……………4面
市からのお知らせ……………11面から
4月23日は「子ども読書の日」
みたか子ども読書フェア開催……………12面



三鷹市自治基本条例 施行から10年 「協働のまちづくり」の成果が着実に実っています

市民を主権者とした自治の原理や基本原則を定めた三鷹市自治基本条例の施行から10年を迎えました。同条例の施行以来、市民のみなさんに市政に参画していただくための仕組みづくりが一層進み、三鷹らしい協働のまちづくりがさまざまな場で実践されてきました。

今号では、同条例の理念の基に、この10年間に広がった協働の主な取り組みを紹介します。

☎ 企画経営課 ☎ 内線2150

三鷹市自治基本条例とは

市民自治による協働のまちづくりを推進するための「最高規範」として、全国の自治体に先駆けて平成18年4月に施行された、いわば三鷹のまちづくりの「憲法」といえるものです。市政運営の最上位計画である「基本構想」で描く都市の未来像を、市民が実現していくための制度・仕組みを定めており、自治基本条例と基本構想がそれぞれの役割を果たすことで、協働のまちづくりが円滑に進められます。

◇主な特徴 条例前文で「三鷹市政は、参加と協働を基本とする」と定め、各条文には参加と協働に基づく市の自治の理念がちりばめられています(市政における市民の権利、責務等(5条)、市民会議等の設置及び運営(30条)、コミュニティ活動(31条)、協働のまちづくり(32条)、学校と地域との連携協力(33条)など)。なお、「三鷹市職員のサービスの宣誓に関する条例」により、一般職の職員は採用時に自治基本条例の遵守を宣誓しています。
※同条例の全文は市ホームページでご覧いただけます。また、全文などを掲載した「三鷹市自治基本条例ハンドブック」は、相談・情報センター(市役所2階)、市民協働センターで閲覧できます。

市内7つの住民協議会との協働(31条)

コミュニティセンターの管理運営を行う住民協議会は、平成27年2月に全市展開された「地域ケアネットワーク」の各拠点としても大きな役割を担ってきました。ほかにも「まち歩きワークショップ」など、市と協働で地域におけるさまざまな市民参加の取り組みを展開しています。



まち歩きワークショップの様子

民学産公の協働を進める 「パートナーシップ協定」の締結(32条)

市では、まちづくりのさまざまな分野において、事業者・団体などとパートナーシップ協定を締結し、協働による事業を推進してきました。この10年間で、「防災」や「見守り」など、日々の暮らしに関わる重要な協定を数多く結び、市民サービスの向上につなげています。

コミュニティ・スクールを基盤とした 小・中一貫教育の推進(33条)

平成18年4月、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参加する「コミュニティ・スクール」が「にしみたか学園(二小・井口小・二中)」でスタートしました。3年後には全市展開し、小・中一貫教育による円滑な学校運営や教育内容の質の向上を図るとともに、地域の声を反映させた特色ある学園づくりが進められています。

市民討議会「みたかまちづくりディスカッション」の開催(32条)

市政への参加経験がない方も含め、より多くの市民のみなさんの意見を市政に生かすため、平成18年から、18歳以上を対象に無作為抽出で参加を呼び掛け、承諾いただいた方々による2日程度のグループ討議を実施しています。実行委員会を立ち上げ、市民による管理・運営の下、これまでに三鷹市基本計画の策定・改定のほか、地域防災計画、東京外かく環状道路の整備などのテーマで計7回開催しています。



みたかまちづくりディスカッションの様子

市民会議などの公開と 無作為抽出による公募委員候補者の募集(30条)

平成18年度から市民会議や審議会などを公開しています。また、22年度から、市民会議などの公募委員の募集は、18歳以上を対象とした無作為抽出方式で行っています。これは、委員の改選時や欠員時に、公募委員候補者名簿への登録に同意いただいた方の中から就任を依頼するもので、これまでに308人の方が同名簿に登録し、活躍していただいています。この方式で公募委員となった方の8割以上から「市政への関心が高まった」との感想が寄せられています。

三鷹市自治基本条例施行10年を記念して 講演会とパネルディスカッションを開催します 手話

例年5月に行う「憲法を記念する市民のつどい」において、憲法と地方自治を中心に、「自治基本条例」に基づく市の「参加と協働」の取り組みに関連する講演会と、市民団体によるパネルディスカッションを開催します。

日 5月14日(土)午後1時から 所 三鷹市公会堂光のホール
講 基調講演は元国際基督教大学教授の西尾勝さん
申 当日会場へ ☎ 企画経営課 ☎ 内線2115

三鷹市自治基本条例

市長コラム

参加と協働のまちづくりのその先へ

三鷹市長 清原慶子

桜咲く4月、三鷹市政も新しい年度に入り、三鷹市政の基本理念を定める最高規範である「三鷹市自治基本条例」は、平成18(2006)年4月1日に施行されて以来10年を迎えました。
その前文には、「主権者である市民の信任に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならぬ。市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。(後略)」とあります。

自治基本条例が定めているのは三鷹市政の基本理念であり、三鷹市ではこの間、町会・自治会や住民協議会との協働を基盤に、「地域ケアネットワーク」「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育「見守りネットワーク」をはじめ、多世代交流と多職種連携による「民学産公の協働」の実践を具体化してきました。

今年3月には、パートナーシップ協定のもと、第4次三鷹市基本計画第1次改定に向けて、昨秋に無作為抽出の市民による「みたかまちづくりディスカッション」を実施していただいたNPO法人みたか市民協働ネットワークの実行委員会から報告書が提出されました(写真)。

三鷹市の新任職員(新採用の教育職員を含む)は、「職員のサービスの宣誓に関する条例」に基づき、採用時に自治基本条例を遵守することを宣誓しています。職員が研修や日常業務で使っているのが三鷹市自治基本条例ハンドブックで、条例の内容を分かりやすく説明するとともに、協働の取り組み事例などを紹介しています。今年の秋には、広く市民の皆様にも活用していただけるよう自治基本条例ハンドブックを再編・発行する予定です。ぜひ、ご期待ください。
条例施行から10年を迎えている今、心も新たに三鷹市の参加と協働のまちづくりのその先を切りひらいてまいります。



3月28日に開催した「みたかまちづくりディスカッション実施報告会」にて

市長のひとことコーナー

ケーブルテレビの広報番組「みる・みる・三鷹」では「市長のひとことコーナー」を放送しています(放送時間は12面参照)。